

通達甲（交．免本．高）第6号

令和4年11月11日

存	続	期	間
---	---	---	---

関係所属長 殿

交通部長

高齢者講習実施要綱の制定について

〔沿革〕 令和5年3月 通達甲（副監．総．企．組）第3号

7年3月 同（交．免本．管1）第7号改正

このたび、別添のとおり、高齢者講習実施要綱を制定し、令和4年11月13日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、高齢者講習実施要綱の制定について（平成10年9月28日通達甲（交．免本．管）第21号）は、廃止する。

別添

高齢者講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「講習」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 講習指導員の指定

運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）及び島部警察署長は、免許本部長が定める基準に従い、自所属の職員の中から適任と認める者を講習における指導を行う職員（以下「講習指導員」という。）として指定するものとする。

第4 講習の内容及び実施方法

免許本部長及び島部警察署長は、次により講習を実施するものとする。

1 学級編成

講習を受けようとする者の年齢及びその者が現に受けている免許の種類別に、学級を編成すること。

- (1) 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。
- (2) 運転適性検査器材による指導については、講習指導員1人で5人まで担当することができるものとする。
- (3) 実車による指導については、講習指導員1人で5人まで担当することができるものとする。

ただし、受講者一人当たりの実車による指導の時間は20分以上確保しなければならない。

2 講習の方法

講習方法、講習科目、講習時間等は、別表のとおりとし、次の事項に配慮して実施すること。

(1) 講義

講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うこと。

(2) 運転適性検査器材による指導

動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

(3) 実車による指導

ア 実車による指導の場所

原則としてコースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は講習を島部において実施する場合は、安全性についての配慮を行った上で、道路その他適切な場所において行うこと。

イ 車両の持ち込み

受講者の車両の持ち込みについては、身体の障害があることを理由に運転免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情があるときを除き、原則として認めないこと。ただし、受講者からの申出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性が確保される場合は、車両の持ち込みを認めることができるものとする。

ウ 実車の運転に支障がある場合

降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合は、運転シミュレーターを用いた代替措置を採ること。

3 高齢者講習終了証明書の交付

免許本部長及び島部警察署長は、講習を終了した者に対して、施行規則別記様式第22の10の7の「高齢者講習終了証明書」を交付した場合は、別記様式第1の「高齢者講習終了証明書交付（受払）簿」に記載し、その交付状況を明らかにしておくこと。

第5 講習実施結果の報告及び登録

1 講習の実施結果の報告

- (1) 島部警察署長は、講習を実施の都度、講習の実施結果を別記様式第2の「高齢者講習受講者通知書」により免許本部長（高齢者対策課経由）に通知するものとする。
- (2) 島部警察署長は、毎月、講習の実施結果を別記様式第3の「高齢者講習（1時間）実施結果通知書」及び別記様式第4の「高齢者講習（2時間）実施結果通知書」により免許本部長（高齢者対策課経由）に通知するものとする。

2 講習の実施結果の登録

免許本部長は、講習を実施し、又は講習の実施結果の通知を受けた場合は、運転者管理業務処理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交．免本．管）第16号）第2の2に定める運転者管理システムにより確実に登録するものとする。

第6 講習効果の測定

免許本部長及び島部警察署長は、講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、交通事故の発生状況等を追跡調査し、資料化及びその活用に努めるものとする。

別表

講習科目及び時間割等に関する細目（高齢者講習）

講 習 方 法	講 習 科 目	講 習 細 目	留 意 事 項	講 習 時 間
		開講	講習概要及び受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態 運転者の心構え 安全運転の知識	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介 (1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用 (1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消し及びサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。 交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務、負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者及び遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因、危険予測、回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証又は免許情報記録の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	30分
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法及び適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1 時間
○ 講習時間：2時間 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間） ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。 ○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。 ○ 2の検査結果に基づく指導を1の講義の時間に行うことも可能とする。その場合には、当該指導を1の「安全運転の知識（1）高齢者の特性を踏まえた運転方法」の一部として行うこととする。				

別記様式第 1

高齢者講習終了証明書交付（受払）簿

交付番号	交付月日	受講者氏名	講習別	交付者	受払状況			
					受月日	受	払	残
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			
	/		☐ 75歳未満 ☐ 75歳以上 ☐ 臨時		/			

※ 交付者の欄は、実際に交付した者の氏名を記名すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第2

通 知 () 第 号
 年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警察署長

高 齢 者 講 習 受 講 者 通 知 書

番号	受 講 者		生年月日				性別	講習 種類	講習場所及び番号		講習年月日				講習 分類	講習 種別	実車指導結果
	氏名	免許証番号等	元号	年	月	日			講習場所	講習番号	元号	年	月	日			
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3

通知()第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

長

☐更新時 ☐臨時

☐特定失効者

☐特定取消処分者

高齢者講習(1時間)実施結果通知書(月分)

講習別実施回数・受講者数								
実施 月日	車両別等		四輪	二輪	原付	大特	小特	その他
／	実施回数							
	受講者数	75歳未満						
		75歳以上						
／	実施回数							
	受講者数	75歳未満						
		75歳以上						
／	実施回数							
	受講者数	75歳未満						
		75歳以上						
／	実施回数							
	受講者数	75歳未満						
		75歳以上						
／	実施回数							
	受講者数	75歳未満						
		75歳以上						
／	実施回数							
	受講者数	75歳未満						
		75歳以上						
／	実施回数							
	受講者数	75歳未満						
		75歳以上						
合計	実施回数							
	受講者数	75歳未満						
		75歳以上						

注1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
2 標題については、該当する区分の口印をチェックすること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4

通知()第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

長

☐更新時 ☐臨時

☐特定失効者

☐特定取消処分者

高齢者講習(2時間)実施結果通知書(月分)

講習別実施回数・受講者数						
実施 月日	車両別等		四輪	シミュレーター	その他	計
／	実施回数					
	受 講 者 数	75歳未満				
		75歳以上				
／	実施回数					
	受 講 者 数	75歳未満				
		75歳以上				
／	実施回数					
	受 講 者 数	75歳未満				
		75歳以上				
／	実施回数					
	受 講 者 数	75歳未満				
		75歳以上				
／	実施回数					
	受 講 者 数	75歳未満				
		75歳以上				
／	実施回数					
	受 講 者 数	75歳未満				
		75歳以上				
／	実施回数					
	受 講 者 数	75歳未満				
		75歳以上				
合計	実施回数					
	受 講 者 数	75歳未満				
		75歳以上				

注1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
2 標題については、該当する区分の口印をチェックすること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。